

# 令和5年度狩猟者登録事務実施要領

## 1 期日・場所

対 象	期 日	時 間	場 所	登録者の住所
米沢支部	10/5 (木)	11:00～12:00	置賜総合支庁本庁舎 2階講堂	米沢市、川西町
東南置賜地域 在住者		10:30～11:00	米沢市金池 7-1-50	米沢市、南陽市、高島町、 川西町
赤湯支部	10/17 (火)	13:30～15:00	赤湯猟友会関係者宅	南陽市、高島町
西おきたま 支部	10/20 (金)	10:30～12:00	置賜総合支庁西置賜地域 振興局 5階講堂	長井市、白鷹町、飯豊町
西置賜地域 在住者		10:00～10:30	長井市高野町 2-3-1	長井市、小国町、白鷹町、 飯豊町
小国支部	10/11 (水)	10:30～12:30	おぐに開発総合センター 小国町岩井沢 704	小国町

## 2 提出書類

### (1) 狩猟者登録申請書 (登録する種別ごとに必要)

※申請書は総合支庁 本庁舎・西置賜地域振興局で配布。(猟友会員は猟友会から送付。)

### (2) 写真 (3.0cm×2.4cmのもの、申請書貼付用と登録証貼付用1枚)

今年度から登録種別数に関わらず登録証は1枚になるため登録証貼付分は1枚

※申請前6か月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入すること。

### (3) 狩猟事故共済保険契約者証、損害保険契約(3,000万円以上)の被保険者であることを証する書類、または前記に準ずる資力信用を証する書類 (原本の提示 又は コピーの添付)

### (4) 銃砲所持許可証 (原本の提示 又は 顔写真のページのコピーの添付)

※第1種又は第2種銃猟の登録をする者のみ

### (5) 狩猟免状 (原本の提示 又は コピーの添付)

### (6) 狩猟税減免関係書類 (該当者のみ)

#### ① 県民税の所得割を納付することを要しない方

- ・ 県民税の所得割を納付することを要しない旨の市町村長の証明書 (狩猟用)

ただし、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で農林水産業に従事している者にあつては、市町村長の証明書と農林水産業に従事していることを明らかにした書面。

#### ② 有害鳥獣捕獲従事者の方 (指定管理鳥獣等捕獲事業の従事者を含む)

- ・ 過去1年以内に有害鳥獣捕獲に従事したことを確認できる書類 (コピーの添付) IIの該当者  
従事者証の写しに参加した年月日と活動内容を手書きしたものなど。

#### ③ 対象鳥獣捕獲員の方

- ・ 対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書 IIIの該当者

市町村長が交付する対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

#### ④ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の方 IIIの該当者

- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書
- ・ 登録申請前1年以内に県内における捕獲に関し交付された従事者証の写し
- ・ 委託期間に登録申請前1年以内の日が含まれる委託契約書の写し

### 3 登録手数料（県証紙1,800円） （登録する種別ごとに必要）

### 4 狩猟税（現金）

※おぐに開発総合センターでは、狩猟税の納付はできませんので西置賜会場等において納付してください。

種別	I 通常登録	II 有害鳥獣捕獲従事者	III 対象鳥獣捕獲員及び 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
第1種銃猟	16,500円 〔11,000円〕	8,200円 〔5,500円〕	課税免除 (県証紙1,800円は必要)
わな猟・網猟 (それぞれ)	8,200円 〔5,500円〕	4,100円 〔2,700円〕	課税免除 (県証紙1,800円は必要)
第2種銃猟	5,500円	2,700円	課税免除 (県証紙1,800円は必要)

- [ ] 当該年度の県民税の所得割を納付することを要しない者のうち、次のいずれかに該当する者
- (1) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者
  - (2) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、かつ農林水産業に従事している者
  - (3) 当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者

### 5 問い合わせ先

〒992-0012 米沢市金池7-1-50 置賜総合支庁環境課 笹原、桑原 TEL 0238-26-6035 FAX 0238-26-6037